

令和5年度9月1日改訂

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立西小岩小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条に基づき、学校がいじめの防止に向けた取組及び、いじめ発生時の対応について、総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方を定める。

1 基本理念

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第二条

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② 基本理念

いじめは、どの学校・学級、どの児童でも起こりうるという認識の下、児童が安心して学習そのほかの活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう取り組まなければならない。

いじめ防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように取り組まなければならない。

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、校内における組織的な体制とともに家庭及び関係諸機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

① 学校が一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、特定の教職員のみが対応せず、「いじめ・不登校対策委員会」(※1)を設置し、各教職員の役割を明確にして、迅速にその状況を確認し、適切な対応を行う。

全ての教職員が適切に指導を進められるよう、各学期に1回、年間3回以上、いじめに関する校内研修会を実施する。

いじめ問題が複雑化・多様化し、学校だけでは対応しきれない場合、いじめ・不登校対策委員会を支援する組織として「学校サポートチーム」(※2)を設置する。

※1 「いじめ・不登校対策委員会」

校長、副校長、主幹教諭、保健主任、SSW、SC、
特別支援教育コーディネーター、該当学年・専科教諭等

※2 「学校サポートチーム」

校長、副校長、主幹教諭、SSW、SC、特別支援教育コーディネーター、
保護者代表、該当学年・専科教諭等、民生児童委員、主任児童委員、保護
司、子供支援センター職員、警察関係(スクールサポーター)等

② いじめに関する子供の理解を深める。

いじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に考え、話し合う授業を計画的に行い、「いじめは絶対許されない」ことを理解し、行動できるようにする。

学校の全教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育み、互いの人格を尊重し、良さを認め合えるようにするため、学校として人権教育を組織的・計画的に進めるようにする。

(2) 子供をいじめから守り通し、子供のいじめの解決に向けた行動を促す

① いじめられた子供を守る

いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるように、いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供を組織的に守り通す。

② 周囲の子供を支える

「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている子供がいることを受け止め、勇気をもって教職員に伝えた子供を守り通す。また、周囲の子供の発言を促すため、児童会等による主体的な取り組みを支援する。

(3) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

学校が、いじめ問題を迅速かつ的確に解決するため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会全体でいじめ問題解決にむけて取り組む。

保護者は、その保護する子供がいじめを行うことがないように、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子供をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するように努める。

3 早期発見・早期対応の在り方

(1) いじめの早期発見に向けて

いじめの早期発見には、いじめはどの学校でも起こりうるという視点に立ち、日ごろから注意深く子供を見守ることが大切であるため、いじめを発見しやすい環境づくりに努める。

① さまざまな視点からの察知

ア 学校生活からの察知

遅刻・欠席が増える・教室に入りたがらない・学習への意欲を失う・休み時間に一人でいることが多い・遊びの仲間に入れられない・仕事を押し付けられる・表情が暗い等の様子が見られたら、個別に聞き取りを行うなど、迅速な対応を心がける。

また、年間3回の学校生活や友人関係に関わるアンケート・悩み相談箱（「あのね BOX」）を通し、児童の不安な気持ちやいじめの早期発見・早期対応に努める。

イ 家庭生活からの察知

学校や友達のことを話さなくなる・登校時に体の不調を訴える・兄弟や物にあたりちらす・寝つきが悪くなる・食欲がなくなる・けがや傷を負って帰ってくる・家からお金を持ち出す等の様子が見られたら、個別に聞き取りを行うなど、迅速な対応を心がける。

ウ スクールカウンセラーとの連携

担任教師に相談できない児童であっても、スクールカウンセラーになら相談できることもある。スクールカウンセラーと緊密な連携を図り、わずかな変化も見逃さずに対応できる体制を作る。

② いじめる側の子供たちの行動傾向に注意を向ける

ア 教室や廊下・階段で、仲間同士であつまってはヒソヒソ話をしている。

イ まじめな子を冷やかしたり、仲間だけにわかるようなサインや隠語を使ったりする。

ウ 特定の子に、やじを入れたり、非難したりする。等

4 教育相談体制

- (1) 児童の実態を把握し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- (2) 担任、教育相談担当、養護教諭、SC、SSW等の連携を図り、教育相談体制を機能させる。
- (3) 保護者と連携を図り、外部の専門機関等の紹介等を行う。

5 児童指導体制

- (1) 児童にとって実感の伴う活動ができるよう、どの活動においても価値づけを行い指導する。
- (2) 指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導・支援にあたる。
- (3) いじめにあっている児童に、「先生方はあなたを守る」という気持ちを伝え、支援していく。
- (4) 学校生活や友人関係に関わるアンケートを年3回実施するとともに、いじめに関する道徳の授業を年3回以上行い、いじめは絶対にいけないという心情をはぐくんでいく。(6月、11月、2月に「ふれあい月間」として、重点的に取り組む。)
- (5) 学校だけでなく、地域やPTAとも連携を図り、指導の充実を図る。

6 校内研修

(1) いじめに関する研修会の実施

ふれあい月間「学校シート」を活用して研修を行う。

- ① 年度当初；自校のいじめ・不登校防止基本方針の改訂点について共通理解を図るとともに、その実現に向けた自身の具体的な取組について考える。
- ② 年度末；自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。
- ③ いじめ防止対策推進法で示されている取り組みについて、確実に実施できるようにするため、計画的に校内研修を年3回実施する。

(2) いじめに関する授業の実施

いじめ問題に対応できる力を児童一人一人に身に付けさせるために、いじめ防止教育プログラムを活用し、道徳の時間を利用し、年4回の「いじめに関する授業」を、以下の①～④の内容で実施する。

- ① 「いじめを傍観しない基盤づくり」
- ② 「いじめを生まないための互いの個性の理解」
- ③ 「いじめを生まない望ましい人間関係の構築」
- ④ 「いじめを絶対にしないための気持ちの調整」

(3) カウンセリングマインドの習得

受容・共感などのカウンセリングマインドを身に付け、子供の思いや願いを受け止める。

(4) 事例研修

スクールカウンセラーと連携し、事例研修を行い、子供の指導に関する教職員の力量を高めるとともに問題行動の解決に向けた組織的な取組を推進する。

(5) 「ネットいじめ」から子供を守る

ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態になること等が特徴である。ネット上のトラブル等について、最新の情報を得て、指導に生かしていく。

(6) 教師の人権感覚の向上

教師の言動や価値観が子供に大きな影響を及ぼすことが多い。教師の言動が、気づかないところでいじめを誘発したり、助長させたりしてしまうことがある。このことから、次の3点について努力し、人権感覚の向上に努める。

- ① 教師自ら、自分の言動と態度について、月1回の人権チェックリスト等で自己評価に努める。
- ② 校内研修会や学年会議などの機会を通して、教師の言動と態度についての相互評価に努める。
- ③ 保護者や地域の意見や考えを取り入れ、日々の指導等の改善・充実に努める。